

香芝市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

香芝市長 福岡 憲 宏

#### 香芝市規則第21号

香芝市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
香芝市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成2年規則第17号）  
の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条中「撤去日前」を「引取り前」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（撤去上の必要な措置）

第4条 市長は、条例第9条の規定により自転車等を撤去する場合において、やむを得ないと認めるときは、係留チェーンの切断その他必要な措置を採ることができる。

2 前項の規定により係留チェーンを切断した場合等に生ずる損害について、市は、その責めを負わないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。